

平成 28 年 10 月 20 日

各 位

会 社 名 トラスコ中山株式会社
代表者名 代表取締役社長 中山 哲也
(コード 9830 東証一部)
問合せ先 常務取締役経営管理本部長 藪野 忠久
(TEL. 03 - 3433 - 9833)

株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更ならびに 剰余金の配当等の決定に関する基本方針の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更ならびに剰余金の配当等の決定に関する基本方針の一部変更を行うことを決議しましたのでお知らせします。

記

1. 株式分割の目的

投資単位当たりの金額を引き下げることによる、当社株式の流動性の向上及び投資家層の拡大を目的としています。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 28 年 12 月 31 日（土）（実質的には、12 月 30 日（金））を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主が所有する普通株式 1 株につき 2 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式

株式分割前の当社発行済株式数	33,004,372 株
今回の分割により増加する株式数	33,004,372 株
株式分割後の当社発行済株式数	66,008,744 株
株式分割後の発行可能株式数	110,000,000 株

(3) 分割の日程

基準日公告日	平成28年12月15日（木）
基準日	平成28年12月31日（土）（実質的には、12月30日（金））
効力発生日	平成29年1月1日（日）

(4) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際し、当社資本金の額の変更はありません。

3. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、平成29年1月1日(日)をもって、当社定款の一部を変更いたします。

(2) 定款変更の内容

(下線部は変更箇所)

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>57,190,000</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>110,000,000</u> 株とする。

(3) 日程

定款変更の効力発生日 平成29年1月1日(日)

4. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針の一部変更

株式分割に伴い、剰余金の配当の決定に関する基本方針の配当金計算基準について、一部変更いたします。なお、今回の修正は株式分割に伴う修正であり、実質的な変更はありません。

(1) 配当金計算基準

(下線部は変更箇所)

変更前		変更後	
1株当たり当期(四半期)純利益	年間(中間)配当金	1株当たり当期(四半期)純利益	年間(中間)配当金
<u>80</u> (40) 円を上回る場合	1株当たり当期(四半期)純利益×25%	<u>40</u> (20) 円を上回る場合	1株当たり当期(四半期)純利益25%
<u>80</u> (40) 円を下回る場合	<u>20</u> (10) 円	<u>40</u> (20) 円を下回る場合	<u>10</u> (5) 円

(注) 1. ()内は第2四半期累計期間の計算基準です。

2. 計算上の銭単位端数については50銭刻みで繰上げます。

(1銭~49銭→50銭、51銭~99銭→1円)

(2) 日程

配当金計算基準変更日 平成29年1月1日(日)

以上